

学 位 論 文 題 名

「伝聞法則の比較法的研究」

学位論文内容の要旨

1. 伝聞法則（Hearsay rule）は、刑事訴訟法の重大論点の一つである。この原則は、新刑訴法により初めて採用されたが、現在の通説は、伝聞法則は法律上の原則であるのみならず、憲法上の要請であると解する。

しかし、刑訴法が、当事者主義的訴訟構造を背景にもつ伝聞法則を採用したと解すると、理論上、両当事者の反対尋問権を考慮しなければならない。法律上は検察官も反対尋問権をもつと考えなければならないからである。これは、伝聞法則の意義が、事実認定の正確性の担保にあることと関係がある。すなわち、正確な事実認定という目的のためには、有罪・無罪のいずれの性質をもつ証拠についても伝聞法則は等しく適用されるからである。

この考えを突きつめていくと、法律上は検察官側と被告人側の反対尋問権は等価値のものであることから、検察官の反対尋問権も憲法上の反対尋問権と等価値ないしそれに限りなく近いものと考えられる可能性がある。しかし、憲法は、被告人の反対尋問権だけを保障しているのである。伝聞法則が憲法上の要請であるとする通説は、被告人の人権保障を高める点で高く評価できる。しかしながら、検察官の反対尋問権をどのように考えるのかについて答えることができないのである。そして、この問題に答えるためには、憲法の保障する被告人の反対尋問権と、法律上認められる検察官の反対尋問権との関係を明らかにすることが必要である。その結果、両者が等価値のものであることが明らかとなれば問題は無い。しかし、そうではなく、両者の間に「ずれ」があるとするならば、両者の性質の相違およびそれから生じる論理的帰結を明確にする必要がある。

本稿は、以上述べてきたような問題意識から、アメリカ法との比較法的な考察を行い、両当事者の二つの側面から伝聞法則の意義と機能を明らかにすることを旨とするものである。

2. 本稿は、上記のような問題意識を出発点とする。その直接の対象は、憲法の保障する被告人の証人審問権および法律上の原則である伝聞法則であるが、そこでの議論の深化を通して伝聞法則の基礎理論の再構築を目指す。そして、比較法研究の対象は、わが国の伝聞法則の母国アメリカである。

アメリカを対象として取り上げたのは、①伝聞法則は、自白法則とともに、現行刑訴法で初めて規定されたものであり、アメリカ法の影響を受けて立案されたものであること。②日本国憲法37条2項前段は、被告人の証人審問権を保障する。同項は、実質的に被告人の反対尋問権を保障したものであり、つまり、反対尋問権の保障が問題となる証拠すべ

てに同項の適用が理論上問題となることから、伝聞法則は、被告人については憲法上の要請でもあるといえる。そして、この規定は、被告人の証人对質権を保障する合衆国憲法修正6条2項を下敷きとすると一般に解されてきていること、がその主たる理由である。

3. 本稿は、母法であるアメリカ法との比較法的考察により、わが国の伝聞法則の再構築を目的とする。それは具体的には、次のような流れに即してなされる。

第1章で、アメリカにおける伝聞法則の基礎概念を概観した後、アメリカの伝聞法則の意義と機能について考える。従来から、伝聞法則の主たる根拠は、反対尋問を経ないことにあるとされたが、特に刑事事件においては、政策的な観点からの考慮も必要であり、本章では、このような観点から伝聞法則を捉え直す必要があることを導く。

第2章では、伝聞法則と証人对質権に関する米連邦最高裁の判例理論を概観する。これにより、アメリカでは、伝聞法則と証人对質権とは反対尋問権を主要な要素とする点では共通するが、両者は理論上別個のものと考えられていることが示され、その相違点を明らかにする手がかりが得られる。

これに答えるために、第3章では、わが国の証人審問権と類似の合衆国憲法修正6条の規定する証人对質権条項の沿革について触れたうえで、同条項をめぐる論議を分析した後、検察側提出の伝聞証拠は、適正手続の要請から伝聞例外規定に該当するか否かの判断を必要としないで証拠排除される場合があることを示す。

このような視点から、第1章ないし第3章では、判例および学説について、できるだけ客観的に概観するように試みた。なお、適正手続の要請を根拠に伝聞証拠を証拠から排除する理論構成は、比較的最近になってなされてきたものであるために、現在も発展段階にあり、明確でない部分も残されている。そこで、これについては私見により検討を加え、同理論が、わが国の証人審問権の法理にも解釈論として整合性を有することを論証する。

そして、第4章では、わが国の伝聞法則の検討を行う前提として、まず、新刑事訴訟法および憲法37条2項の制定過程を分析する。ここから、憲法と伝聞法則との関係の手がかり、さらには新刑訴法が採用した伝聞法則と大陸型直接主義との関係を論証するための基礎を得る。すなわち、直接主義の実現ということが、立法過程の懸案であったことは事実であるが、現行法の規定は憲法の証人審問権の規定を契機として生まれたこと、現行刑訴法が大幅に当事者主義を採用したことから、刑訴法320条1項は伝聞法則を採用したものと解すべきであることを導く。つづいて、次章で検討を加えるために、伝聞法則について争われた、主要な判例を取り上げる。

最後に、第5章で、今日支配的な諸説および前章で取り上げた判例を批判的に検討したうえで、自説を提示する。

そこでは、憲法による伝聞法則の再構築の帰結として、つぎのような理論的枠組みを示す。すなわち、検察側提出証拠に対しては、証人審問権による適正手続の保障の要請から伝聞証拠排除の徹底化を、被告人については、憲法による「伝聞法則の適用範囲の片面的構成」をなす。検察官は法律上の反対尋問権をもつにすぎないのであるから、無罪方向の証拠には、事実認定の正確性を確保する程度の「必要性」と「特信性」が認められれば、

伝聞でも証拠能力が認められる。これは、有罪方向の証拠の場合に担保されるべき憲法上の反対尋問権が問題とならないからである。

さらに、無罪方向の証拠の場合には、憲法の合憲限定解釈により、被告人は、立証趣旨を縮減した上で、「物」として伝聞を証拠提出することができる。これは、「調書裁判」といわれる現在の実務の状況を踏まえたうえで、被告人の人権保障を全うするための伝聞法則の再構成の理論である。

# 学位論文審査の要旨

主査 教授 白取 祐司

副査 教授 能勢 弘之

副査 教授 常本 照樹

学位論文題名

## 「伝聞法則の比較法的研究」

伝聞法則は、アメリカ法の強い影響下で進められた戦後の司法改革の中で、刑事証拠法の新しい基本原則の一つとして導入された。この原則は、通説によれば、刑事訴訟法上の原則であるのみならず、憲法上の要請でもあると解する。その根拠は、憲法37条2項前段が被告人の証人審問権を規定していることであるとする。だとすると、伝聞法則が当事者主義を背景とするものである以上、当事者たる検察官にも憲法上、反対尋問権が認められることになるのだろうか。従来、もっぱら被告人の証人審問権だけが論じられ、法律上認められている検察官の反対尋問権をどう位置づけるべきかについての議論はあまりなかった。証人審問権と伝聞法則は、反対尋問権を中心的な要素とする点では共通するが、両者の間には何らかの相違があるのではないか。

本論文は、このような問題意識から、伝聞法則の母法であるアメリカ法を採り上げて比較法的考察を行い、憲法上の証人審問権と伝聞法則の関係を理論的に明らかにしたうえで、いわば適正手続のための新たな伝聞法則の法理を提言しようとする意欲的な論策である。

第1章では、アメリカにおける伝聞法則の基礎概念を概観した後、アメリカの伝聞法則の意義と機能について考察する。そして、従来から伝聞法則の主たる根拠は反対尋問を經ないことにあるとされてきているが、特に刑事事件においては政策的な観点からの考慮も必要であることを指摘し、このような観点から伝聞法則を捉え直す必要性を示唆する。

第2章では、伝聞法則とわが国の証人審問権に類似の証人对質権に関する米連邦最高裁の判例理論を概観している。これにより、アメリカでは、伝聞法則と証人对質権とは反対尋問権を主要な要素とする点では共通するが、理論上別個のものと考えられていることが示された。

第3章では、わが国の証人審問権と類似の規定である合衆国憲法修正6条の証人对質権条項の沿革・議論を分析した後、検察側提出の伝聞証拠は、適正手続の観点から伝聞例外規定に該当するか否かの判断を必要としないで証拠排除される場合があるとの示唆を得る。

そして、この議論は、わが国の証人審問権の法理の解釈にも参考になることを論証する。

第4章では、わが国の伝聞法則の検討を行う前提として、まず、新刑訴法および憲法37条2項の制定過程を概観し、現行刑訴法320条が伝聞法則を採用したものであることを改めて確認する。また、伝聞法則が問題とされた主要な判例を取り上げる。

第5章では、今日支配的な諸説・判例を批判的に検討したうえで、次のような理論的枠組みが示される。すなわち、検察側提出証拠に対しては、憲法上の証人審問権による適正手続の保障の要請から伝聞証拠排除の徹底化が主張され、他方、被告人については、憲法を起点とする伝聞法則の適用範囲の片面的構成が展開される。また、検察官は法律上の反対尋問権をもつにすぎないのであるから、無罪方向の証拠の場合には、被告人は、立証事項を縮減したうえで、伝聞証拠を物的証拠として証拠提出できる。

このような本論文に対して、次のような評価が与えられよう。

第1に、本論文は、アメリカの伝聞法則に関する議論をその基礎概念から最近の議論まで周密・丁寧にフォローした本格的な比較法研究である。これまで、アメリカの古典的通説に倣って、伝聞法則といえは反対尋問による原供述のチェックにしか目を向けてこなかった我が国の学説に反省を促し、適正手続の観点から伝聞法則を捉え直そうという本論文は、学界にも裨益するところ大であろうと思料される。

第2に、本論文は、従来日本では漠然と同視されてきた伝聞法則と被告人の反対尋問権を理論上明確に区別することにより、検察官の反対尋問権の位置づけの問題、伝聞例外を認める合理的な基準の設定などにおいて、優れた理論的帰結を導くことに成功している。本論文により、「調書裁判」と呼ばれる形骸化した日本の裁判実務を活性化し、適正な事実認定を目指すための理論的基礎が築かれたと評しえよう。

以上の次第で、審査委員会は本論文が博士（法学）に値すると判断した。